

佐賀県告示第百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年四月十七日から平成二十一年五月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月十七日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の種類の		変更前 後の別	区域	
	区	間		幅員 メートル	延長 メートル
一般国道 二〇四号	唐津市相賀字浦ノ内二四八〇番 一地先から	唐津市相賀字浦ノ内二四八〇番	後	一 七・五	一 七二・一
			前	一 七・四	一 七一・七
	唐津市相賀字浦ノ内二四六五番 三地先から	唐津市相賀字浦ノ内二四六五番	後	一 七・五	一 七二・一
			前	一 七・四	一 七一・七
一般国道 三八二号	唐津市相賀字浦ノ内二四八〇番 一地先まで	唐津市相賀字浦ノ内二四八〇番	後	一 七・五	一 七二・一
			前	一 七・四	一 七一・七
	唐津市相賀字浦ノ内二四六五番 三地先から	唐津市相賀字浦ノ内二四六五番	後	一 七・五	一 七二・一
			前	一 七・四	一 七一・七